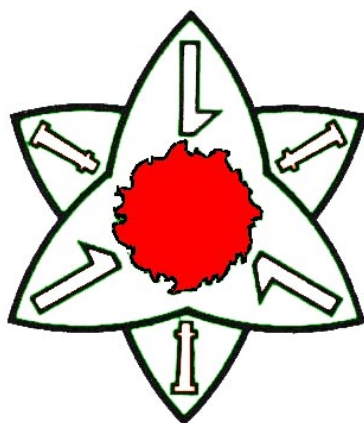


令和 7 年

火災統計



安全と安心のまちづくり

火事と救急・救助は 1 1 9 番

酒田地区広域行政組合

目 次

1	はじめに	1
2	令和7年中の火災状況	1
3	火災による被害を軽減する対策	1
4	安全・安心に暮らせるまちを目指して	2

資 料

1	火災概況	3
2	火災損害総括表	4 ・ 5
3	目で見る火災統計	6
4	市町別火災状況	7
5	市町別火災件数の推移	8
6	火災種別出火件数	8
7	四季別火災件数	9
8	月別火災件数	9
9	曜日別火災件数	10
10	覚知方法別火災件数	10
11	死傷者の推移	11
12	建物火災の焼損程度	11
13	住宅火災の出火箇所の状況	12
14	出火率（人口1万人当たりの出火件数）	12
15	初期消火の状況	13
16	出火原因別火災件数と損害額の状況	14
17	規模の大きな火災	14
18	火災出動人員の状況	15
19	火災出動車両の状況	15
20	火災件数の推移	16
21	火災種別の推移	16
22	全国・山形県・組合の出火率の推移 （人口1万人当たりの出火件数）	17
23	組合管内の出火率の推移 （人口1万人当たりの出火件数）	17
	利用上の参考事項	18 ・ 19

1 はじめに

この火災統計は、令和7年中（1月～12月）に酒田地区広域行政組合管内で発生した火災の調査データを基に集計分析したもので、今後の火災予防対策の基礎データとするものです。

2 令和7年中の火災状況

○火災件数	36件	前年比	同数
○市町別件数	酒田市 32件	前年比	1件増
	庄内町 1件	前年比	1件減
	遊佐町 3件	前年比	同数
○火災損害額	1億893万1千円	前年比	4億8,852万3千円減
○焼損状況			
焼損棟数	29棟	前年比	16棟減
焼損床面積	2,806㎡	前年比	209㎡減
焼損表面積	79㎡	前年比	23㎡減
り災世帯数	14世帯	前年比	6世帯減
り災人員	31人	前年比	20人減
○火災種別ごとの火災件数			
建物火災	24件	前年比	1件減
林野火災	1件	前年比	同数
車両火災	2件	前年比	3件減
その他の火災	9件	前年比	4件増
※建物火災のうち、住宅火災は10件（建物火災の内42%）			
		前年比	同数
○四季ごとの火災件数			
春（3～5月）	9件	前年比	6件減
夏（6～8月）	11件	前年比	2件増
秋（9～11月）	10件	前年比	1件増
冬（12～2月）	6件	前年比	3件増
○火災による死傷者数の状況			
死者数	1人	前年比	1人減
負傷者数	5人	前年比	2人減
○上位の出火原因（「その他」、「不明」を除く）			
1 「電灯・電話等の配線」	5件		
2 「放火・放火の疑い」	4件		
3 「たき火」	3件		
「こんろ」	3件		

3 火災による被害を軽減する対策

(1) 住宅防火対策

配線器具、電気機器など電気関係から出火した火災が増えています。電気配線は重いものの下敷きになっていないか、たこ足配線になっていないか、配線の差込口に埃がたまっていないかなど、日ごろから「目配り、気配り」を心がけ出火防止に努めましょう。電気機器は、適切な使用方法と維持管理をしないと火災になる場合があります。安全に使用できる年数を把握し、計画的に交換をするようにしましょう。また、地震等での電気火災を防ぐために、感震ブレーカーの設置も有効です。

「こんろ」による火災は鍋のかけ忘れによるものが多く、調理中に電話やほかの用事を済ますため、その場を離れた隙に火災に至ってしまうケースがあります。火を使っているときはその場を離れないようにするか、離れる場合は必ず、一旦火を消しましょう。Siセンサー（安全装置）を搭載したこんろの使用も、出火防止として有効です。

(2) 放火防止対策

放火による火災を防ぐためには、地域ぐるみで出火防止対策に取り組む必要があります。放火は、死角となる場所や夜間及び早朝に多く発生していることから、「家の周囲には燃えやすいものを置かない」「整理整頓し死角を作らない」ことを心がけるとともに、ごみは決めら

れた日時に出すなど「放火させない環境」をつくることが大切です。また、空き家の所有者は、電気関係の遮断、出入口の施錠などの管理をすることが必要です。

(3) たき火による出火防止対策

たき火は、原則禁止されています。ごみ等を屋外で焼却すると周囲の枯草や可燃物に延焼し、火災へ拡大するおそれがあるだけでなく、大気を汚染し、悪臭を発生することがあります。自宅敷地、畑、河川敷等で勝手な焼却はせず、ごみとして市や町の収集に出しましょう。病虫害防除や寺社行事で、やむを得ずたき火を行う場合は、最寄りの消防署に届け出て指示に従い、たき火をしている時はその場を離れないようにし、水をかけるなどして完全に消火したことを確認しましょう。

4 安全・安心に暮らせるまちを目指して

(1) 火災対応訓練の充実

防火管理が義務となる事業所では、定期的に消防訓練を行うことが定められています。火災を起こさないための出火防止対策はもちろん、自衛消防組織の編成、火災時の行動要領及び訓練について対策を樹立しておくことが大切です。定められた時期に必ず実施しましょう。

また当消防本部ではブラインド型訓練を推進しています。これまでの消防訓練は、マニュアルのとおり訓練を行う「シナリオ型訓練」が一般的でした。ブラインド型訓練は、実施者の熟練度に合わせて段階的に訓練内容を知らせずに行うもので、より実践的な火災対応力を養うことを目的としています。

(2) 防火意識の高揚

当消防本部では、マスメディア、ホームページ、広報紙及び消防フェスティバルなどの予防広報事業を通じ住民の皆様へ予防啓発活動を行っています。また、地域、事業所、学校等の消防訓練に出向し防火指導を行っていますので、一緒に防火意識の高揚を目指しましょう。

(3) 住宅防火の推進

全国的に毎年、住宅火災による死傷者が多く発生しており、中でも高齢者の占める割合が非常に高く、高齢化の進展に伴い今後も増加することが懸念されます。これらのことを踏まえ「火災予防は家庭から」を基本に、住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくすため、住宅用火災警報器の設置が義務付けされております。万が一の火災に備え、家族やご自身の身を守ること。そして近隣住民のためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

また既に設置されている場合でも、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知なくなることがあります。このため、定期的に作動点検を行うとともに、設置年月日を確認し、設置後10年を目安に交換を行いましょう。

(4) 消火器及び住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

主に県外の業者が、一般住宅及び事業所に消火器の販売や点検、住宅用火災警報器の訪問販売を行い、脅迫的な態度で高額な料金を請求するなど、トラブルが各地で発生しています。

その手口は、

① 一般住宅に対する消火器、住宅用火災警報器販売の場合

ア 「消防・市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。

イ 「法律が変わったので設置しなければならなくなった」と緊急性を強調します。

ウ 「この消火器は古くなって使えない」などと交換の必要性を強調します。

② 事業所に対する点検の場合

ア 日ごろ出入りしている契約業者を巧妙に装い、訪問前に電話で信用させ、本社等からの依頼のような装いをします。

イ 承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集め始めます。

ウ 点検の内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名と押印を求めてきます。

エ 最後に、脅迫的な態度で高額な費用を請求します。

以上のことから、トラブルを防止するためのポイントとして、相手方に身分証明書等の提示を求める。怪しいと思ったらはっきりとその場で断り、容易に署名や押印はしない。相手が脅迫行為に出た場合は、速やかに警察に通報することが大切です。

1 火災概況

令和7年と令和6年の比較

区 分		単位	令 和 7 年	令 和 6 年	増 減
出 火 件 数	合 計	件	36	36	
	建 物	件	24	25	△ 1
	林 野		1	1	
	車 両		2	5	△ 3
	船 舶				
	航 空 機				
	そ の 他		9	5	4
焼 損 棟 数		棟	29	45	△ 16
建 物 焼 損 床 面 積		㎡	2,806	3,015	△ 209
建 物 焼 損 表 面 積		㎡	79	102	△ 23
林 野 焼 損 面 積		a	61	20	41
り 災 世 帯 数		世帯	14	20	△ 6
り 災 人 員		人	31	51	△ 20
損 害 額		千円	108,931	597,454	△ 488,523
死 者		人	1	2	△ 1
負 傷 者			5	7	△ 2
月 平 均	出 火 件 数	件	3.0	3.0	
	焼 損 棟 数	棟	2.4	3.8	△ 1.4
	建 物 焼 損 床 面 積	㎡	233.8	251.3	△ 17.5
	り 災 世 帯 数	世帯	1.2	1.7	△ 0.5
	り 災 人 員	人	2.6	4.3	△ 1.7
	損 害 額	千円	9,078	49,788	△ 40,710
1 件 当 た り の 損 害 額		千円	3,026	16,596	△ 13,570
人 口		人	123,685	126,189	△ 2,504
世 帯 数		世帯	54,305	54,526	△ 221
出火率（人口1万人当たりの出火件数）			2.9	2.9	

※人口および世帯数は、6月30日現在

2 火災損害総括表

〈その1〉

区分 月別	合 計	火 災 種 別						焼 損 棟 数								焼 損 面 積		
		建	林	車	船	航	そ	火 元				類 焼				建物 (㎡)		林野 (a)
		物	野	両	舶	空 機	他	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	床面積	表面積	
1 月	1	1							1							200		
2 月	2	2						1			1					1,165		
3 月	5	4					1	1		1	1				1	163	40	
4 月	2	2						1			1				1	80		
5 月	2	1					1				1							
6 月	3	3							1		2					210		
7 月	4	1	1				2			1		1		1		43	2	61
8 月	4	3					1		1	1	1					151		
9 月	2	1					1				1					1		
10 月	3	2					1			1	1					15		
11 月	5	3		1			1	2			1		2			453	37	
12 月	3	1		1			1	1								325		
計	36	24	1	2			9	6	3	4	10	1	2	1	2	2,806	79	61

令和6年	36	25	1	5			5	11	3	3	8	9			11	3,015	102	20
------	----	----	---	---	--	--	---	----	---	---	---	---	--	--	----	-------	-----	----

〈その2〉

り災世帯数			死 傷 者		損 害 額 (千 円)							
全	半	小	死	負	合	建	収	林	車	船	航	そ
損	損	損	者	傷	計	物	容	野	両	舶	空	の
				者			物				機	他
					2,879	2,849	30					
		1			30,435	13,948	16,487					
3		2		1	6,035	4,033	1,752		250			
1		2		2	1,368	1,336	32					
					31	5						26
		1			4,742	4,518	224					
				1	1,456	127	110	964				255
		1		1	2,309	2,077	232					
					40	25	15					
		2			1,675	1,599	29					47
1			1		43,448	41,960	603		99			786
					14,513	4,520	9,723		2			268
5		9	1	5	108,931	76,997	29,237	964	351			1,382

9	1	10	2	7	597,454	565,133	28,975		2,849			497
---	---	----	---	---	---------	---------	--------	--	-------	--	--	-----

3 目で見る火災統計

年間36件の火災が発生

建物火災は24件（全火災件数の67%）
うち住宅火災は10件（建物火災の42%）



出火原因の上位は

電灯・電話等の配線	5件
放火・放火の疑い	4件
たき火	3件
こんろ	3件



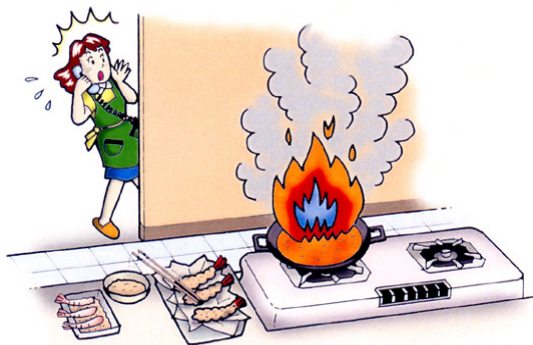
14世帯31人がり災した



死者1人 負傷者5人



火を使っている時はその場を離れない
離れる時は火を消す

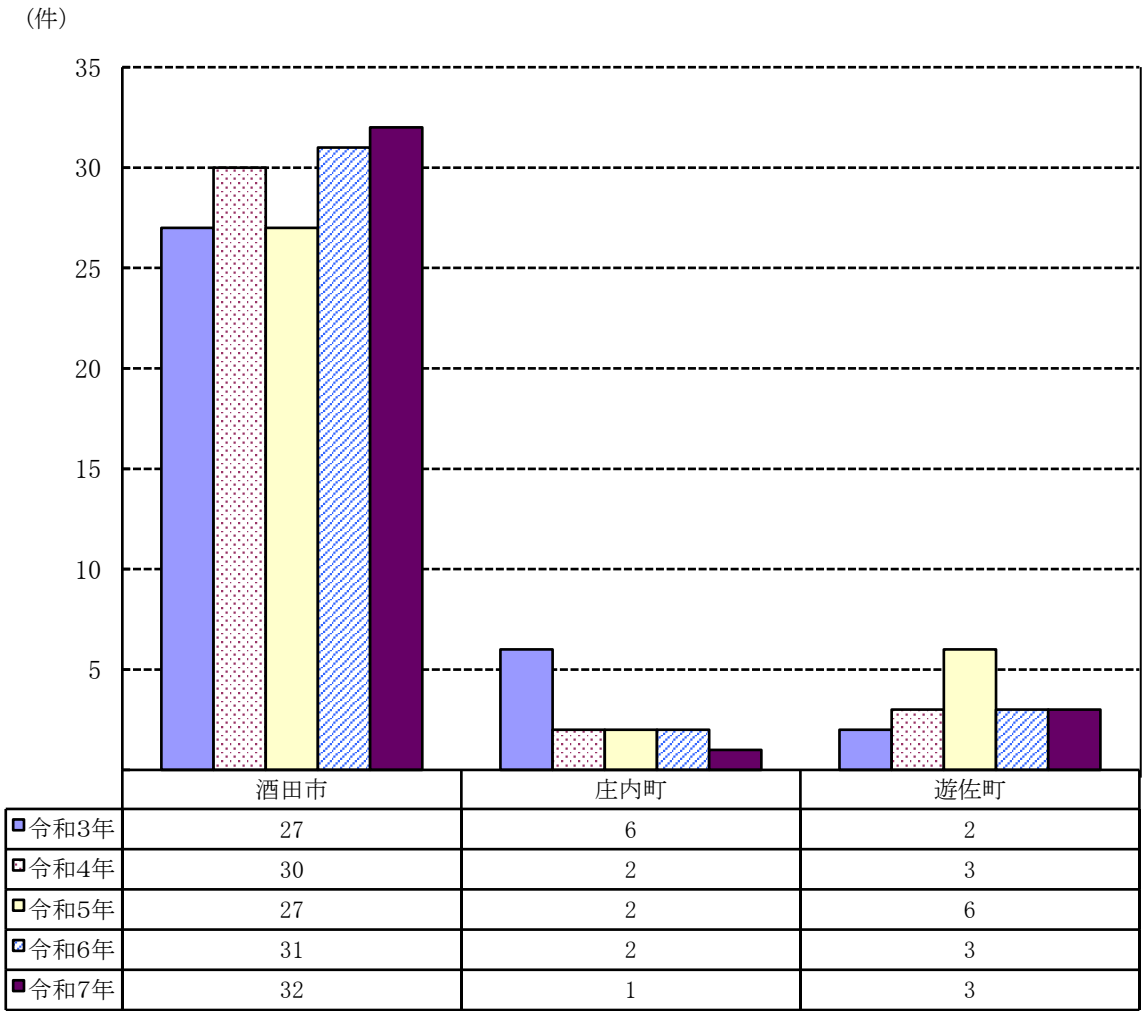


1億893万1千円の財産が灰に
火災1件あたり302万6千円

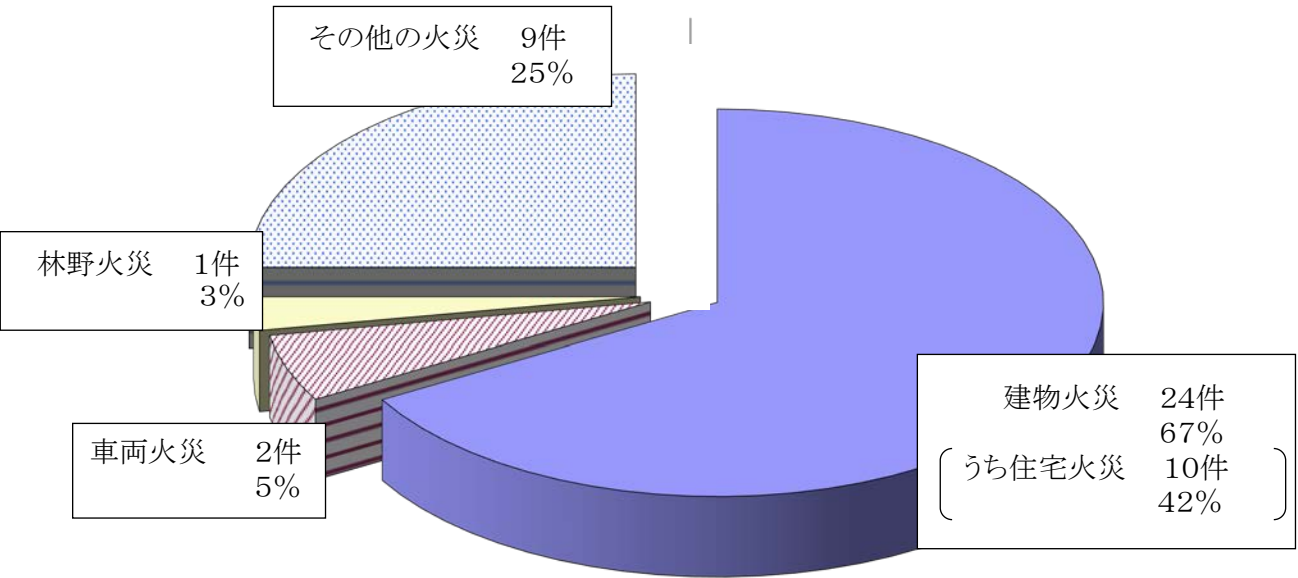
4 市町別火災状況

区分 市町別	火 災 種 別							焼 損 棟 数					焼 損 面 積			り 災 世 帯 数				り 災 人 員	死傷者		損 害 額 （ 千 円 ）									
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	建物（㎡）		林野 (a)	計	全 損	半 損	小 損		死 者	負 傷 者	建 物	収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	合 計		
													床面積	表面積																		
酒田市	32	21	1	2			8	26	7	5	4	10	2,803	79	61	13	5		8	29	1	5	76,790	29,188	964	351			596	107,889		
庄内町	1	1						1			1		2										108	10						118		
遊佐町	3	2					1	2				2	1			1			1	2			99	39					786	924		
計	36	24	1	2			9	29	7	5	5	12	2,806	79	61	14	5		9	31	1	5	76,997	29,237	964	351			1,382	108,931		

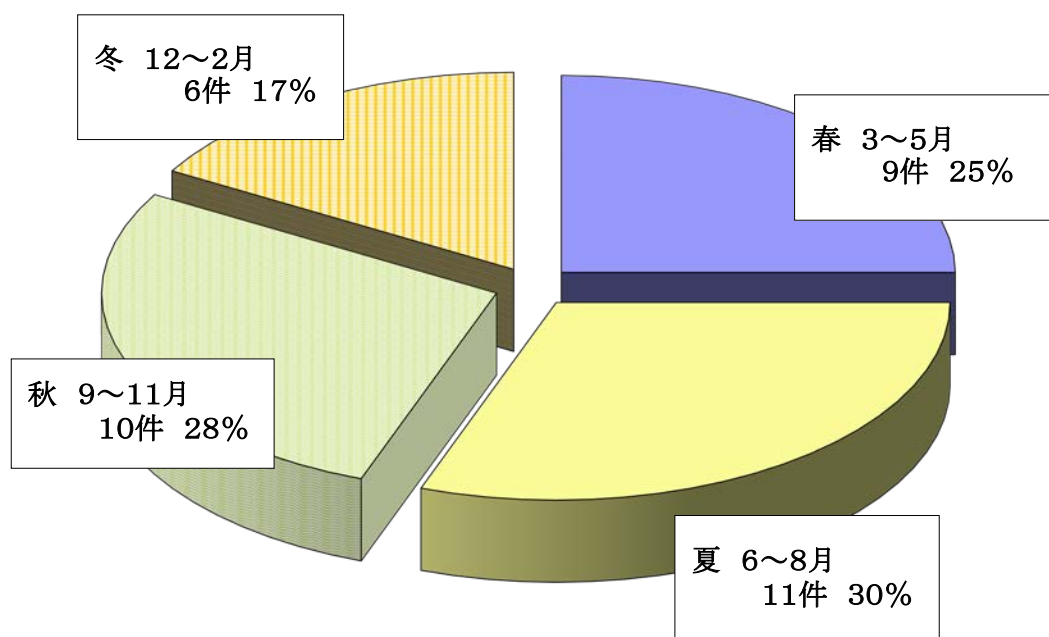
5 市町別火災件数の推移



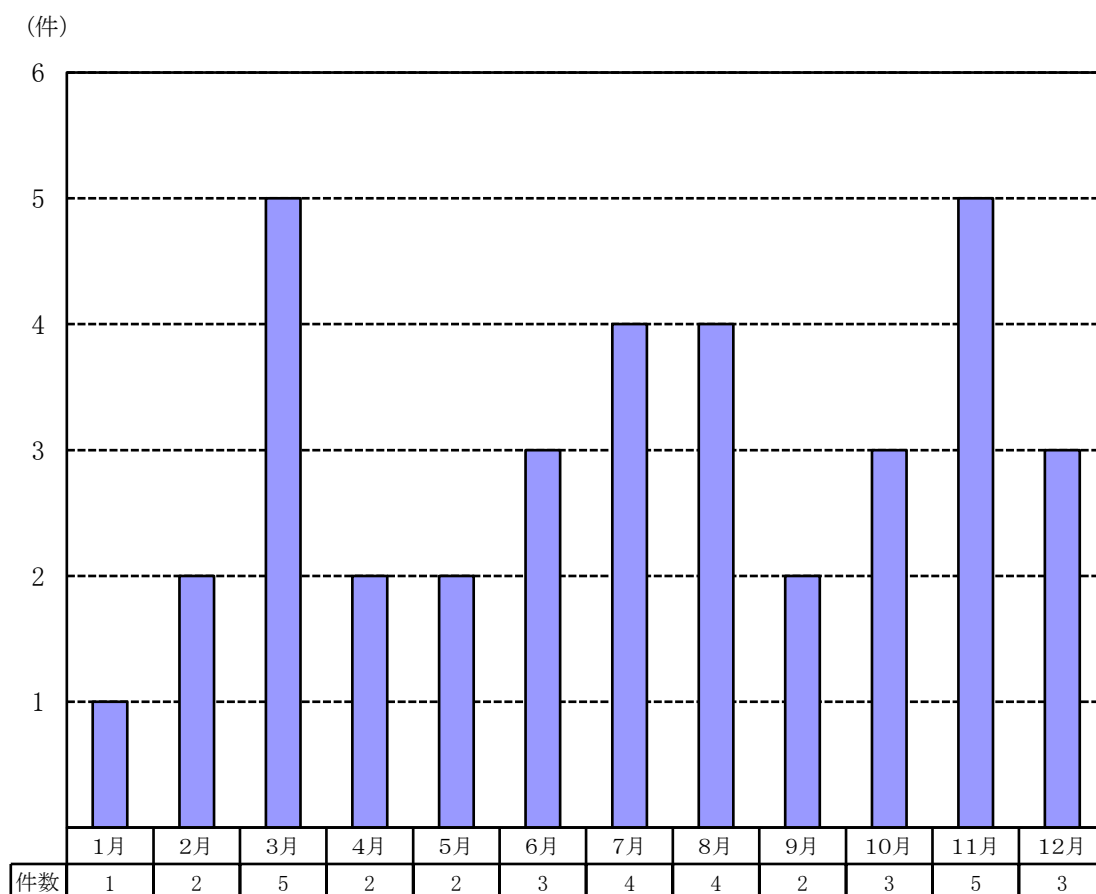
6 火災種別出火件数



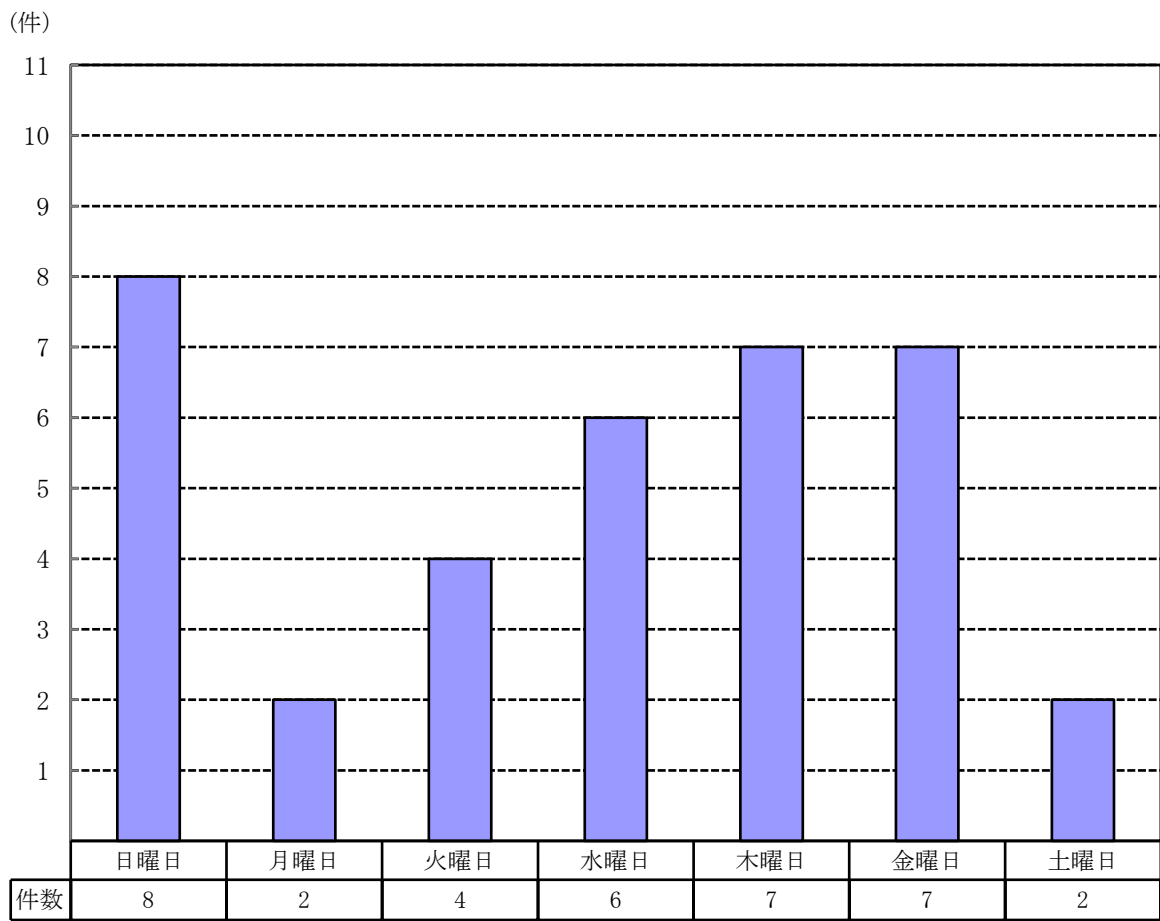
7 四季別火災件数



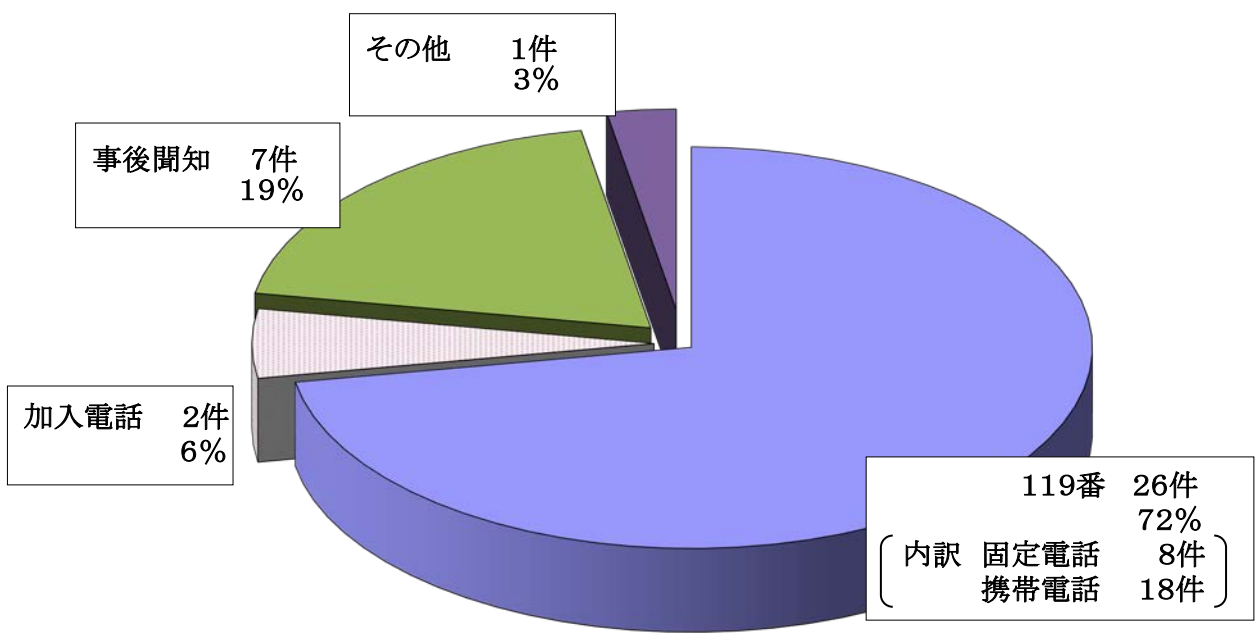
8 月別火災件数



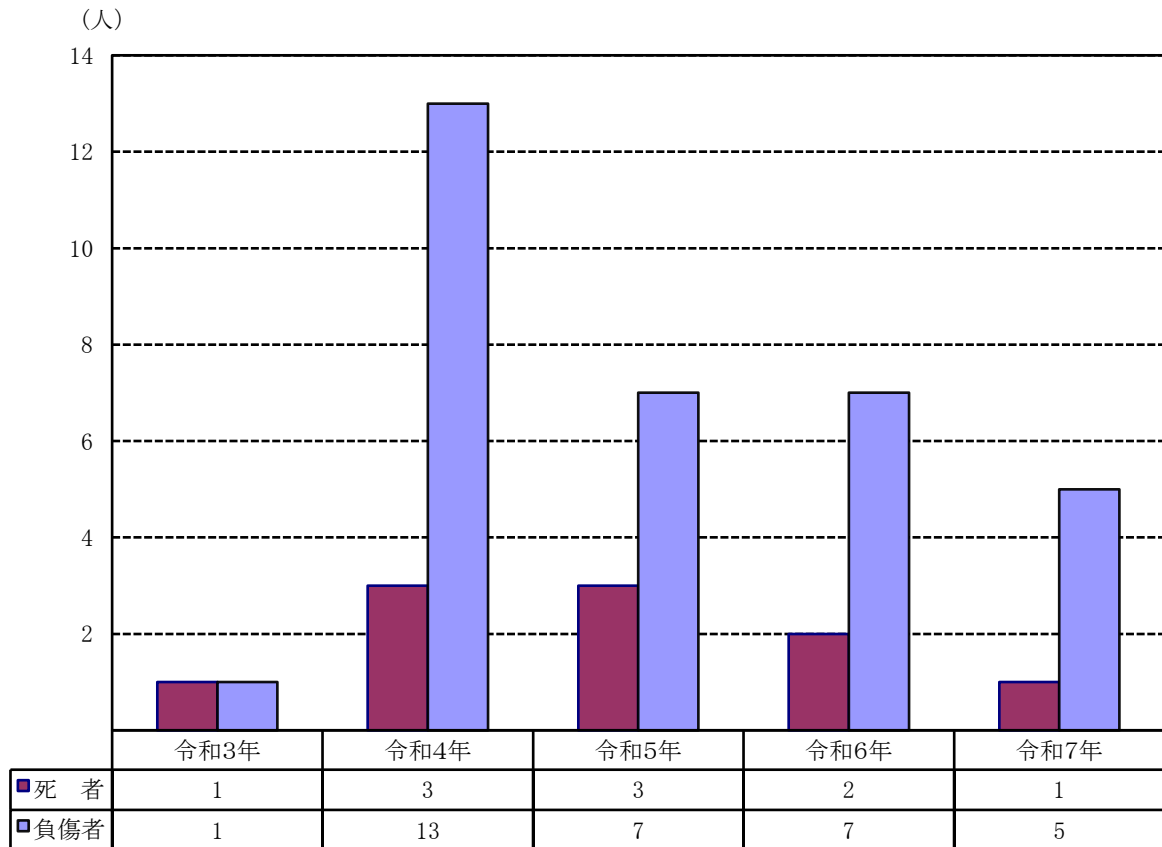
9 曜日別火災件数



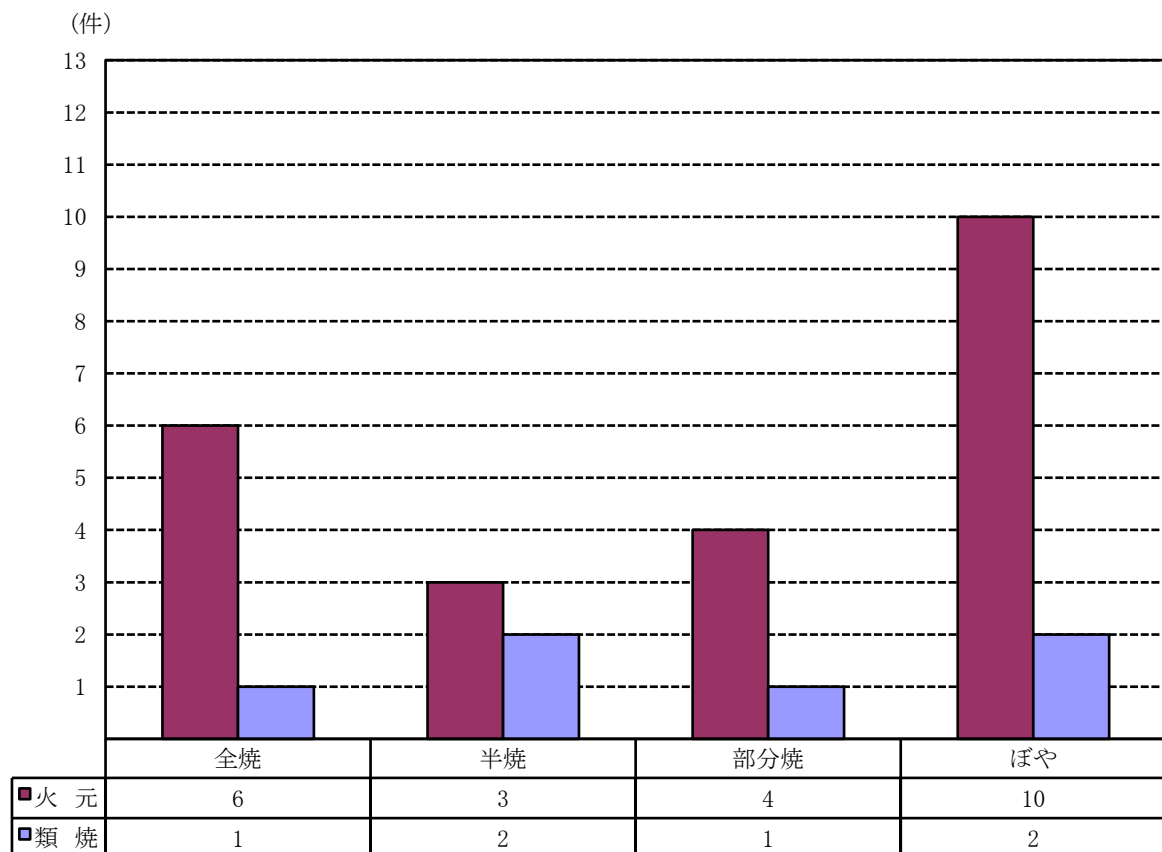
10 覚知方法別火災件数



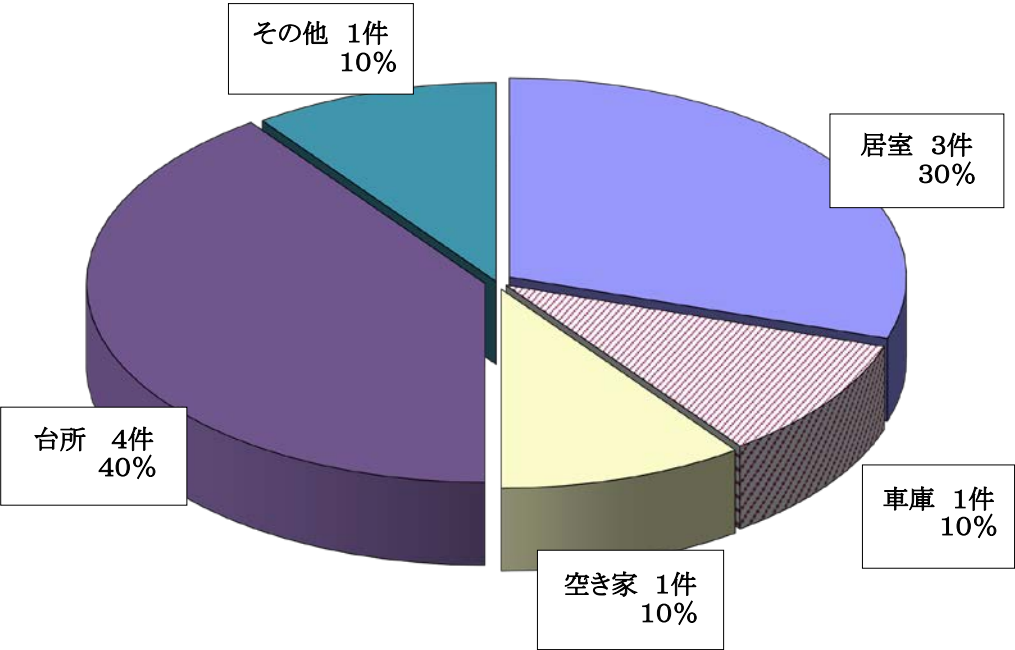
1 1 死傷者の推移



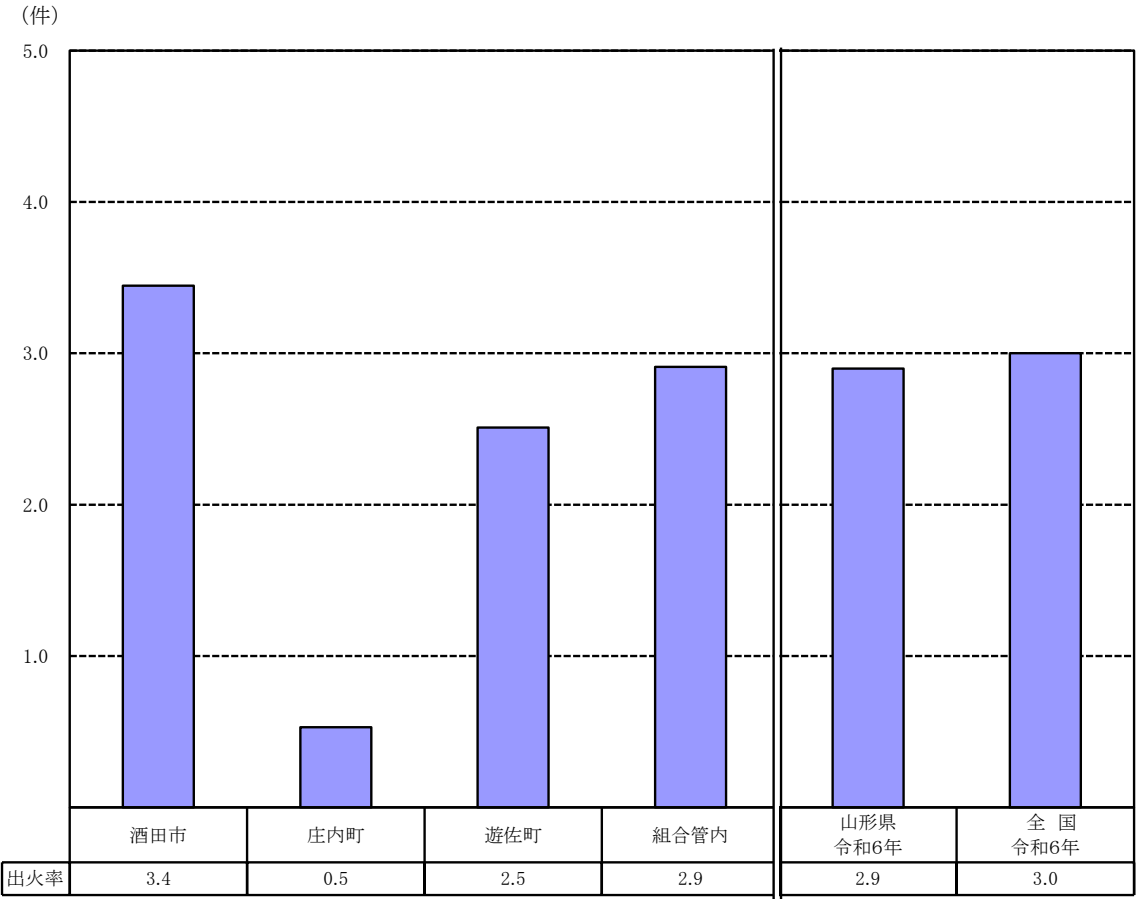
1 2 建物火災の焼損程度



1 3 住宅火災の出火箇所の状況

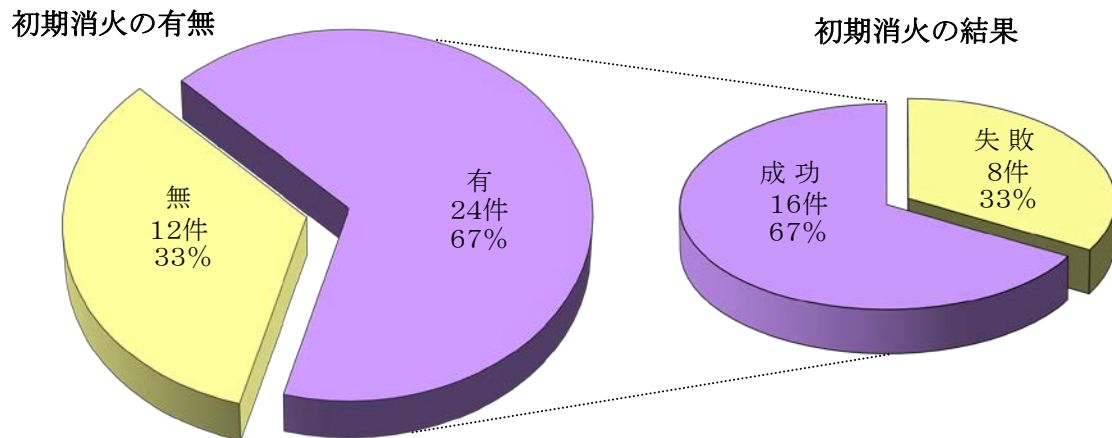


1 4 出火率(人口1万人当たりの出火件数)

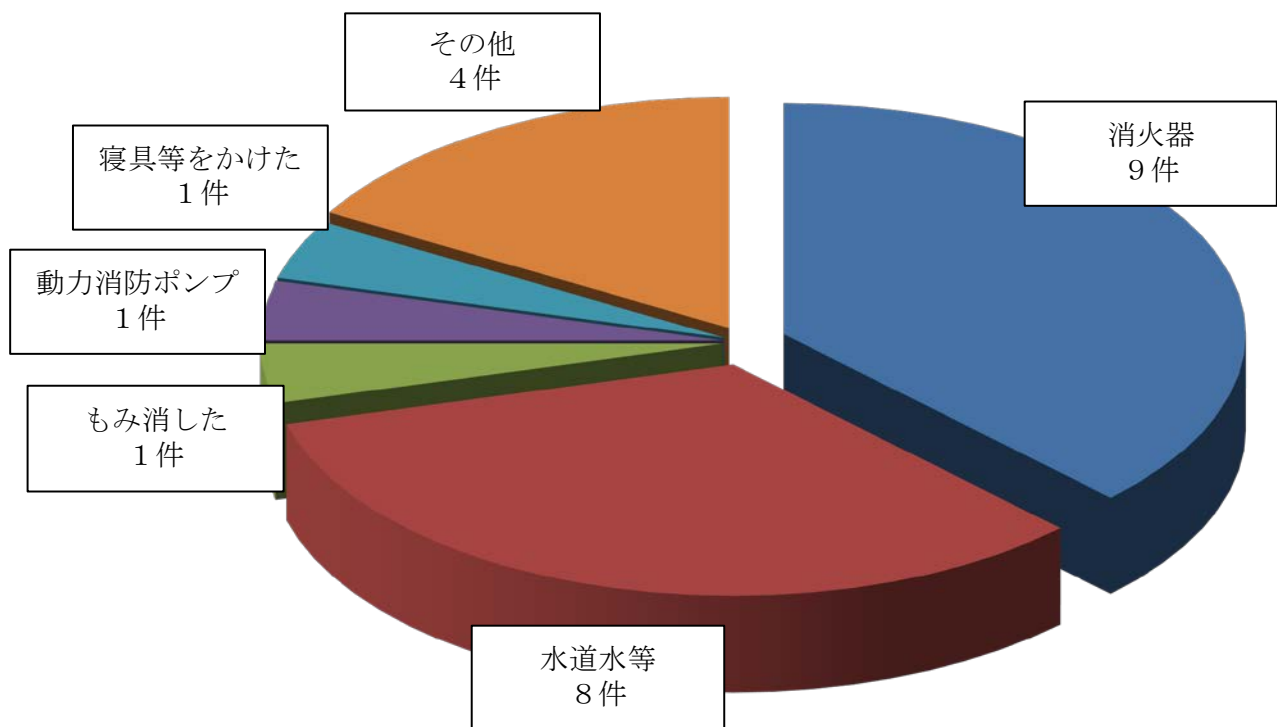


1 5 初期消火の状況

(1) 初期消火の実施状況

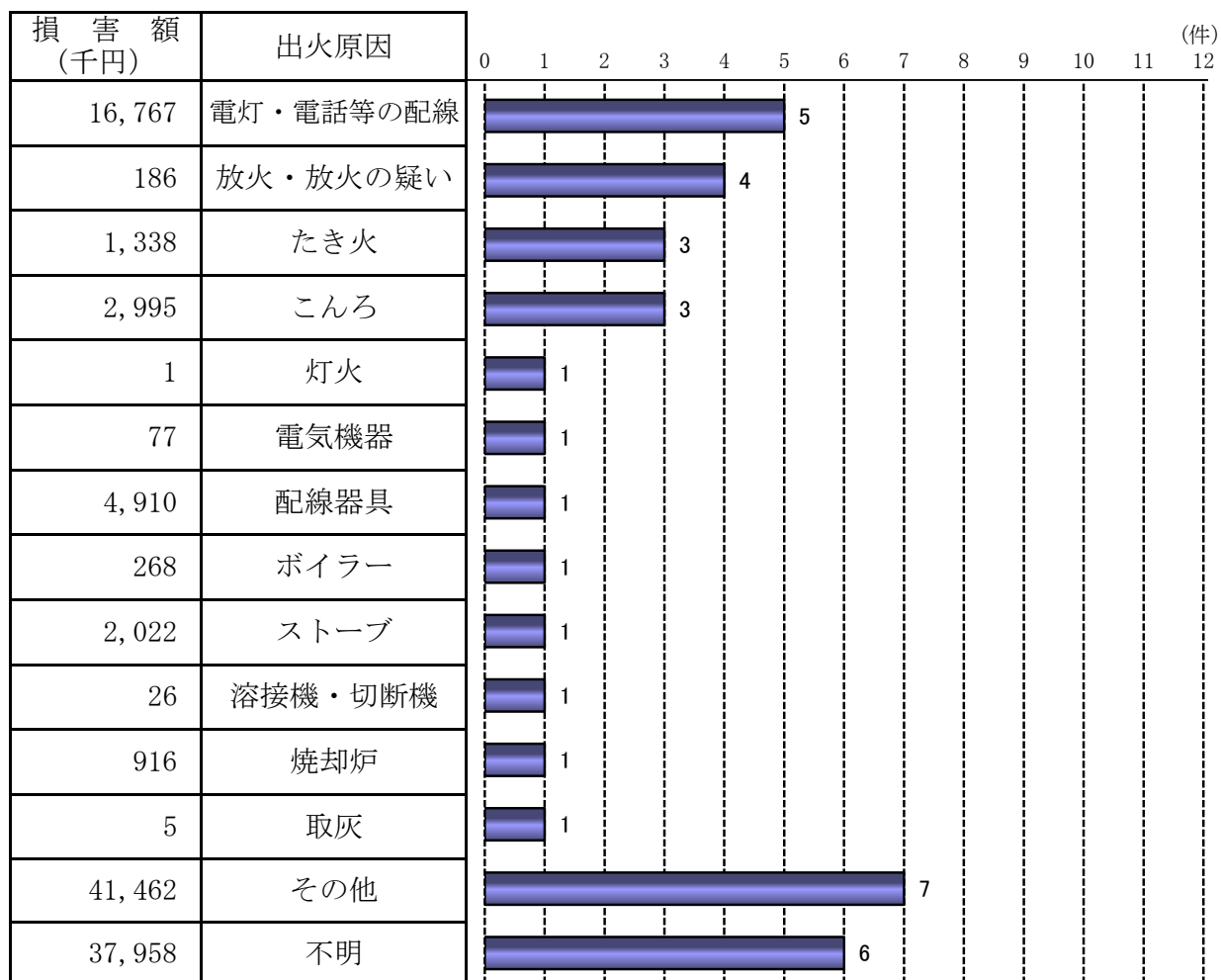


(2) 初期消火器具等の使用状況



※ 水道水等とは、水道水や汲み置きの水によるものです。
その他とは、消火栓使用、蓋をする等を行い消火したものです。

16 出火原因別火災件数と損害額の状況



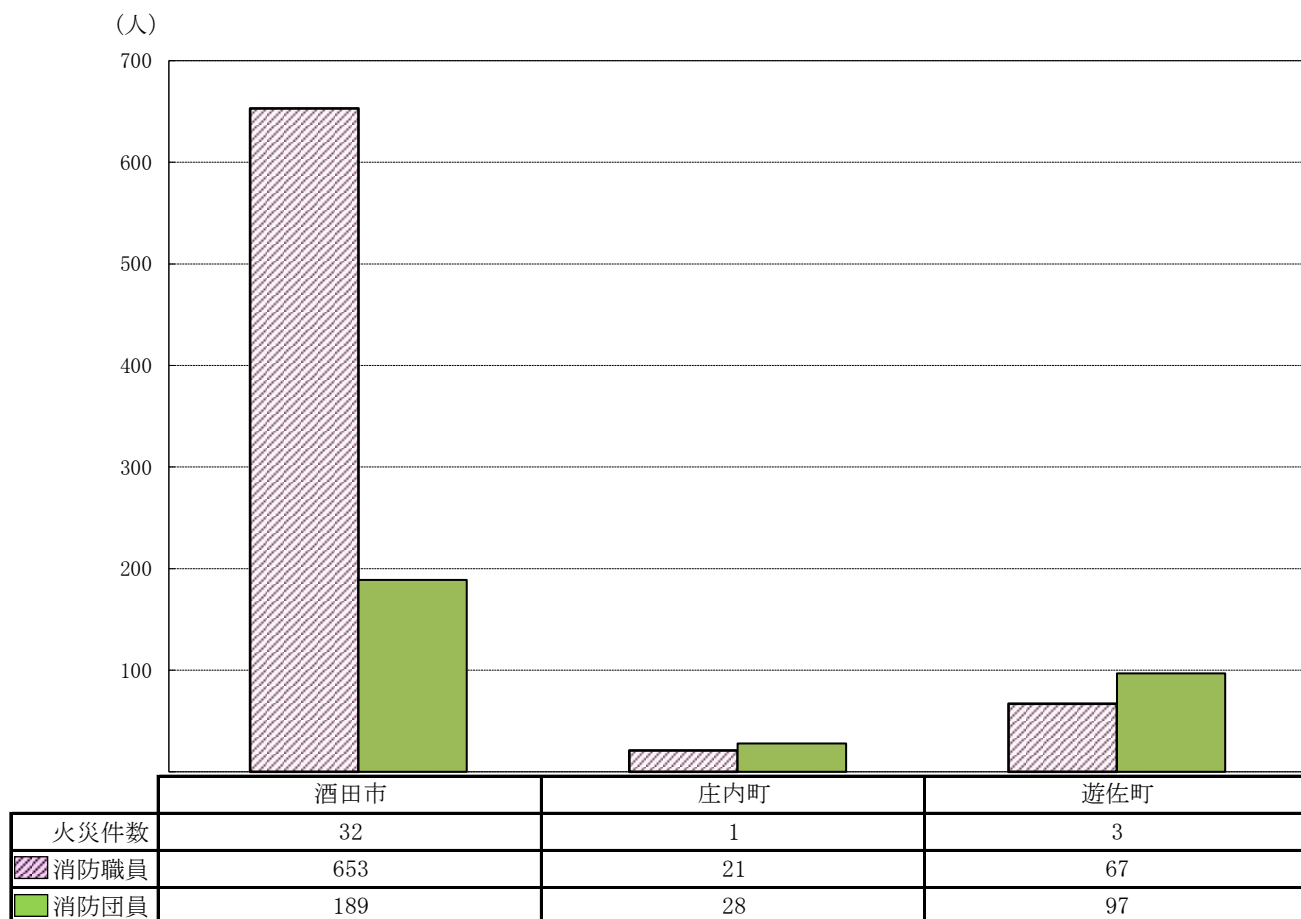
※ 出火原因の「その他」とは、国の統計分類上、いずれの原因にも該当しないもので、具体的には自然発火や熱せられた金属により着火し出火したもの等があります。

17 規模の大きな火災

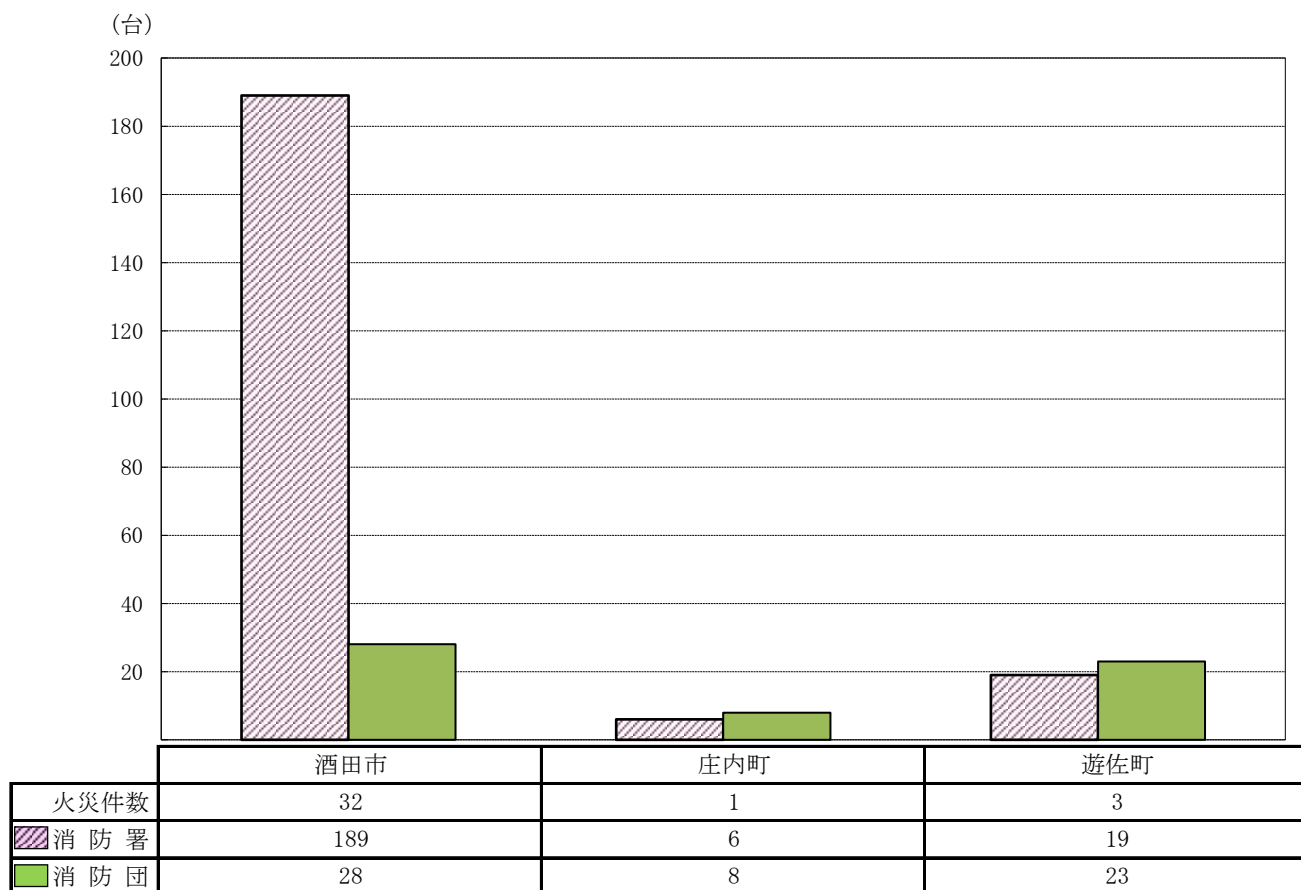
発生 月日	覚知 時刻	発生 場所	用途	出火原因	焼損 床面積 (㎡)	焼損棟数				死傷者		損害額 (千円)
						全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	死 者	負 傷 者	
2月15日	14:28	酒田市	養畜舎	不明	1165	1						30,337
11月29日	13:40	酒田市	乾燥施設	その他	330	1						40,499
12月14日	2:00	酒田市	養畜舎	電灯・電話等の配線	325	1						14,243

※ 焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災

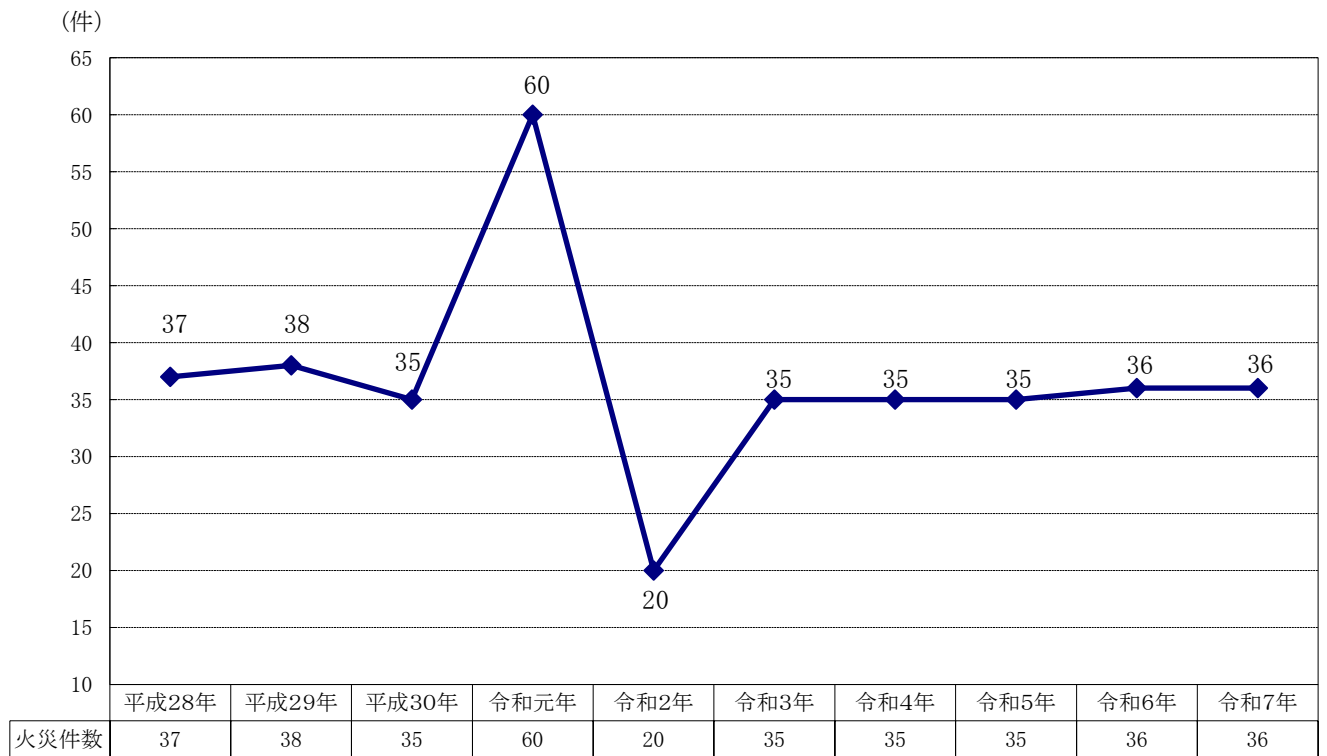
18 火災出動人員の状況



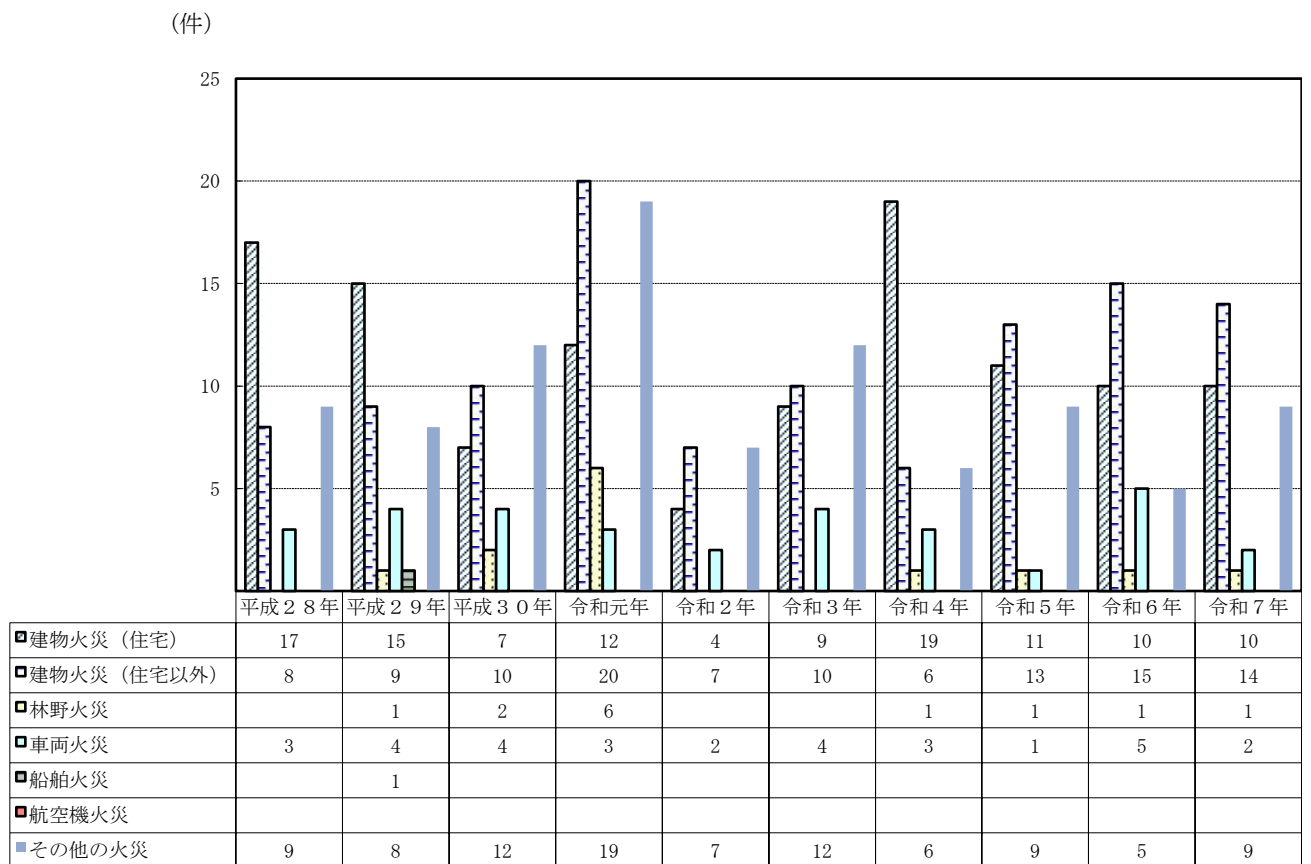
19 火災出動車両の状況



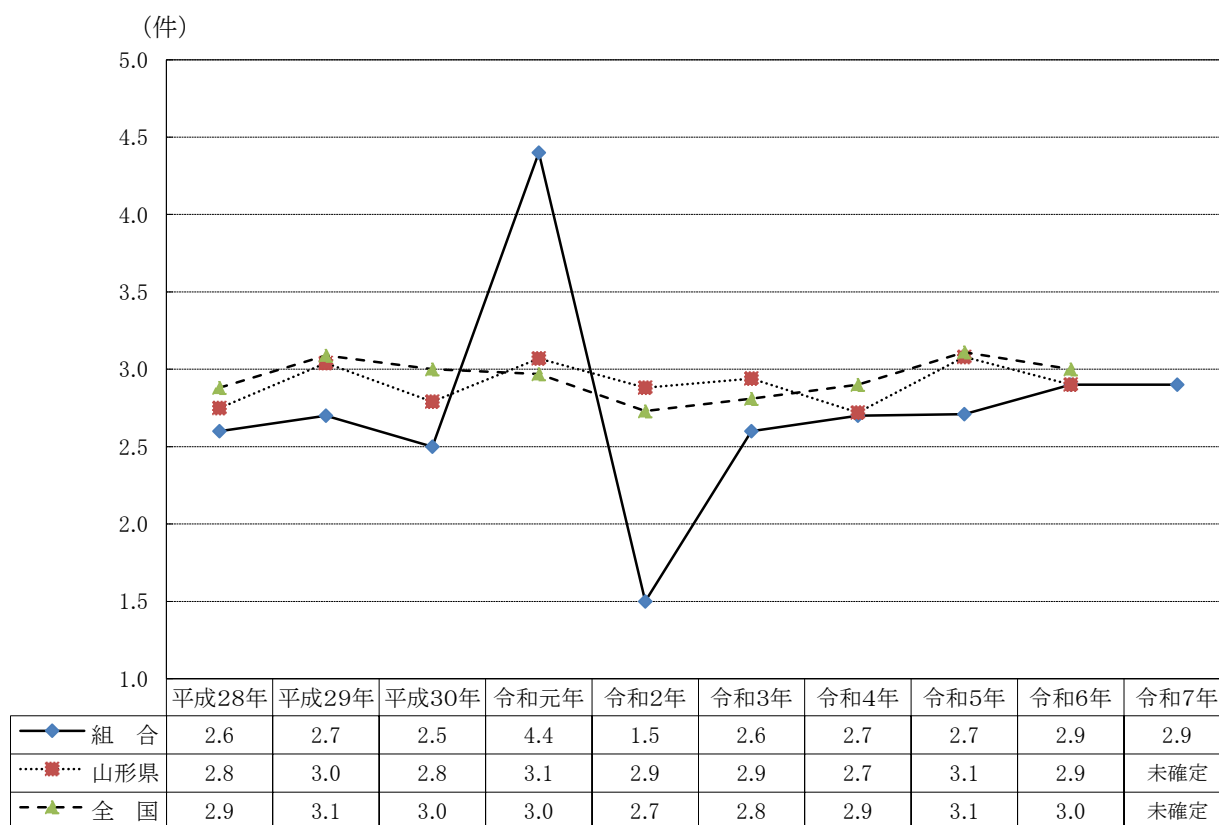
20 火災件数の推移



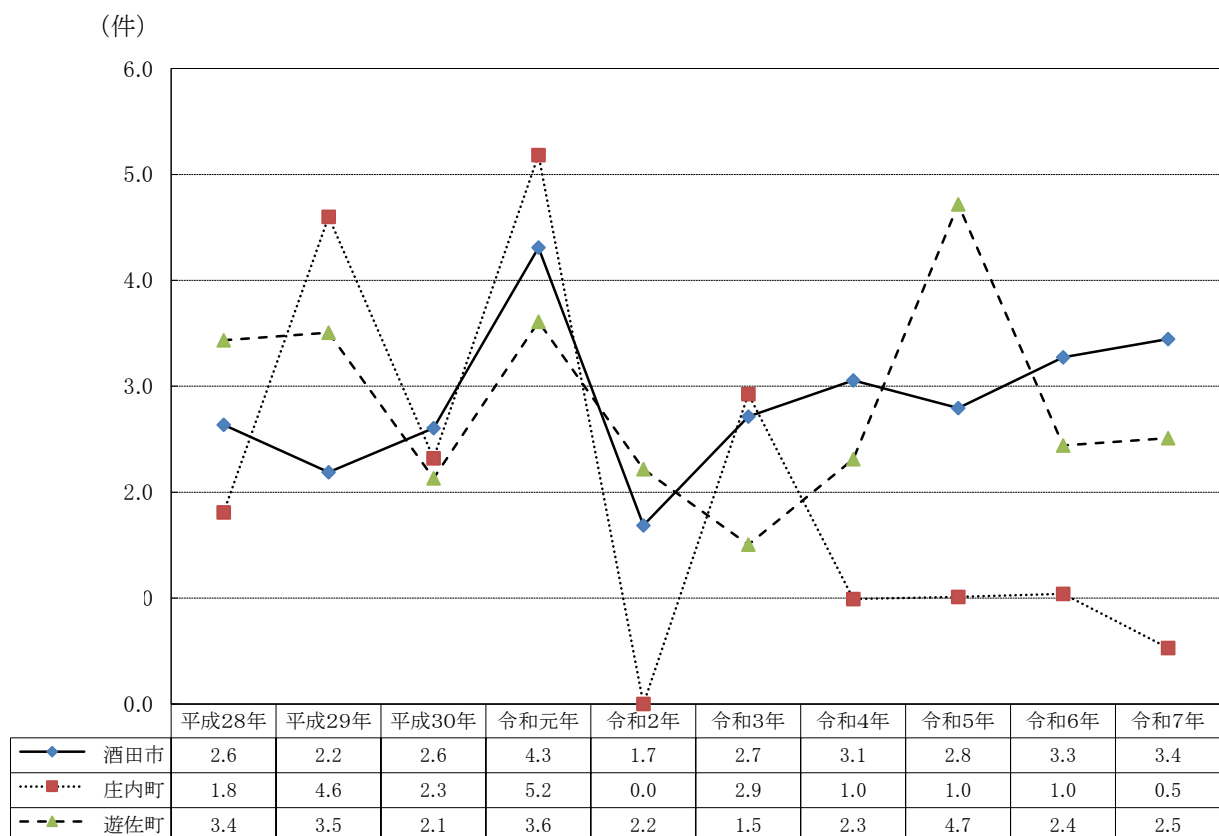
21 火災種別の推移



2 2 全国・山形県・組合の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



2 3 組管内の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



利用上の参考事項

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいいます。

2 火災の種類

火災は次の6種類に分類します。ただし、火災が2種類以上にわたった場合は、原則として焼き損害の大きなものの種別によります。

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいいます。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいいます。

(3) 車両火災

原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいいます。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場、電柱などの火災）をいいます。

3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」、「人的損害（火災による死者及び負傷者）」に区分します。

「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれます。

損害額は、り災時における時価により算定することとし、「人的損害」はこれに含めません。

4 焼損の程度

焼損程度の区分の基準は次のとおりです。

(1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残っている部分に補修を加えても再使用できないものをいいます。

(2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいいます。

(3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいいます。

(4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいいます。

5 り災世帯

り災世帯については、り災の程度により次のとおり区分しています。

(1) 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいいます。

(2) 半損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいいます。

(3) 小損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%未満のものをいいます。

6 死者・負傷者

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡（病死者は除く。）した者、又は負傷した者をいいます。この場合、消防署員と消防団員は火災を覚知した時から現場を引き上げる時までの間に死亡した者、又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とします。また、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は火災による死者とします。

7 比率の算出については単位未満を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。



備えよう
住宅用
火災警報器